

経営品質アセッサーフォーラム 運営委員入会応募規定

(応募条件)

第1条 経営品質アセッサーフォーラム（以下 JQAA）に入会応募するものは、定款記載事項を理解し、賛同すると共に、経営品質協議会の認定アセッサーの資格を有しなければならない。

2 第1項の資格を有していないが、経営革新に関する同等の知識と知見を有し、定款記載事項を理解し、賛同した上で、運営委員1名以上の推薦を得れば応募できる。

3 法人、又は団体が入会応募する場合は、法人、又は団体が営む経営革新に関する事業と共に、入会応募動機を明確にしなければならない。

(運営委員の申し込み)

第2条 JQAA に入会しようとするものは、書面、及び電磁的に公開されている JQAA の定款を理解、賛同した上で、所定の申込用紙、若しくは電磁的書類にて理事会に申し込むものとする。

(運営委員の承認と明示)

第3条 JQAA 理事会は運営委員申込に対し、承認可否判断を行い、疑義の無い場合は速やかに運営委員登録し、応募人に通知しなければならない。

2 承認に疑義がある場合は、応募人に対し、速やかにその旨事由を明示しなければならない。

(運営委員募集)

第4条 JQAA は常時運営委員の募集を行うが、総会開催1か月前に運営委員数確定のため、一旦募集を中止するものとする。

2 JQAA は文書、若しくは電磁的方法にてこの旨を公告しなければならない。

附則

(施行)

1 この規定は、経営品質アセッサーフォーラム（JQAA）定款が、現 JQAA 理事会の承認を得られたのち、速やかに新 JQAA 準備委員会（現理事会）公告により施行するものとする。

2 なお、運営委員登録は、新 JQAA 準備委員会として登録管理し、経営品質アセッサーフォーラム（JQAA）定款設置後の総会をもって正式登録するものとする。

制定施行

2013年6月5日制定